

傷病鳥獣 Q&A

I ケガをした野生鳥獣の取扱いについて

1 弱った鳥獣を見つけた

鳥獣に触れることは感染症のリスクがあります。まずは、鳥獣の種類（体の大きさや特徴だけでも）、外傷の有無、動作の状況を観察してください。

その上で、当所か管内の環境森林事務所に観察した状況を伝えてください。

こちらから伺う場合もありますが、改めて、捕獲や県が契約している動物病院への移送をお願いすることもあります。

2 すでに鳥獣を保護（捕獲）している場合

まずは、鳥獣を段ボールなどに入れて落ち着かせてください。その上で、手洗い、うがいを行ってください。手袋や衣服はきれいにしましょう。

必ず、保護（捕獲）した情報を当所や最寄りの環境森林事務所にお伝えください。

3 栃木県が救護の対象としている野生鳥獣

自動車や建物のガラスへの衝突など、人間の関わる原因で負傷したりする野生鳥獣を対象としています。天敵による野生鳥獣の負傷など、自然の営みのなかで起きることは、私たち人間が関わるべきではないと考えています。

犬、猫などのペットは野生鳥獣ではなく、飼い主に返すようお願いしています。

4 鳥獣被害をもたらすものも救護する？

次のものは救護しません。

○農業被害をもたらすイノシシ、ニホンザル、ハクビシン、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ムクドリ、ゴイサギ、カワウ、ドバト

○特定外来生物に指定されているアライグマ、ヌートリア、ハリネズミなど

Ⅱ 鳥のヒナを見つけた時は

1 親鳥とはぐれたヒナ鳥を見つけたら、どうしたらいい？

ヒナ鳥に触ったり、拾ったりせず、状況を確認してください。特に春～初夏は、親鳥が飛ぶ練習や餌の取り方、危険なものなどを教える子育てをしています。うまく飛べずに、巣から地面に落ちたりするヒナも多いのですが、親鳥は近くにいて監視しているため、人が近くにいると親鳥は警戒してヒナに近づけません。

2 ヒナが猫に襲われそう、車にひかれそう

近くの木や枝に移したり、藪の中に入れるなどしてあげてください。

3 ヒナを自分の手で育てたい

個人が許可なく野鳥の飼育をすることは、鳥獣保護管理法で禁止されています。ヒナの子育ては非常にデリケートで、数時間おきに餌をあげたり、糞やおしっこが出やすいように刺激を与えなくてはなりません。

そのため、ほとんどが数日で死んでしまい、万が一育ったとしても自然の中で自立した生活を送ることができなくなってしまいます。

4 親鳥とはぐれたままにならない？

親鳥はヒナの鳴き声で居場所を見つけるので心配ありません。

5 ヒナが巣ごと落ちてしまった

落ちている巣をカップ麺などの容器に入れて、ガムテープなどで固定したり、置いてください。むきだしのガムテープにヒナや親鳥が絡むと傷ついてしまうので、注意して固定してください。

6 もっと詳しく知りたい

栃木県自然環境課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/index.html>